

「グリーン・ツーリズム実践者技能向上研修プログラム作成委託業務」 企画提案審査要領

1 目的

「グリーン・ツーリズム実践者技能向上研修プログラム作成委託業務」企画提案公募により参加事業者から提出のあった企画案等の審査を行い、当該事業における委託業者順位を決定する。

2 審査の基本的な考え方

- (1) 当該事業において、最適な候補者を選定する。
- (2) すべての申請者を同列に装い、公平に審査する

3 審査の方法

審査は事務局による一次審査と検討委員会による二次審査により行う。
一次審査は書類審査とし、二次審査は一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施し、委託契約候補者の順位を決定する。

- (1) 一次審査
 - ア 各提案事業者の応募参加資格及び提出書類について、不備等の欠格要件がないか審査する。
 - イ 前項において要件を満たしている業者の企画提案書の内容を、村づくり計画課職員（課長、班長等）において、審査基準に沿って審査し、評価項目ごとに採点する。
 - ウ 各職員は評価点数の高い方を上位として順位付けを行う。
 - エ 各職員のつけた順位をポイントとして置き換え（例：1位=1ポイント、2位=2ポイント）、全職員のポイントを集計し、最もポイントの小さい申請者を上位として順位を決定し、上位5社（応募事業者が5社以下の場合は全社）について二次審査へ選出する。

(2) 二次審査

- ア 委員は、各社の企画提案書並びにプレゼンテーションに基づき、審査基準に沿って審査し、評価項目ごとに採点する。
 - イ 各委員のつけた順位をポイントとして置き換え（例：1位=1ポイント、2位=2ポイント）、全委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい申請者を上位として、委託契約候補者の順位を決定する。
- 但し、最高順位を獲得した事業者が複数となった場合は、一次審査の結果を加味したうえで検討委員会において総合的に判断し、順位を決定する。

4 評価基準及び配点

- (1) 評価基準 別紙「評価項目及び審査の視点（ポイント）」のとおり
(2) 配点 各 5 点とし、評価項目ごとに次に記す 5 段階評価を目安に採点する。
※ なお、評価項目 (2) についてのみ 2 倍の点数（10 点）とする。

評価	配点
A 大変良い	5 (10)
B 良い	4 (8)
C 普通	3 (6)
D 悪い	2 (4)
E 不可	0 (0)